

今治市民有林造林事業補助金交付要綱

平成17年1月16日制定

今治市要綱第159号

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林資源の造成を計画的かつ総合的に促進するとともに、地域社会の健全な発展に資するため、市内の森林に造林事業を行うものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の種類)

第2条 補助対象となる造林事業は、愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年愛媛県告示1383号）に規定する事業の種類とする。

2 前項に規定する事業の規模は、1施行地につき、0.1ヘクタール以上とする。

3 第1項に規定する事業の区分、補助基準及び補助率は、別表第1のとおりとする。

4 別表第1に規定する事業で補助対象とするものは、苗木を植栽する事業にあつては、愛媛県山林種苗需給調整要綱に定めるところによる苗木を使用し、かつ、別表第2に掲げる樹種及び本数の苗木を植栽するものに限る。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(区分)

第3条 造林事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人工造林
- (2) 樹下植栽
- (3) 下刈
- (4) 除伐
- (5) 間伐

(事業主体)

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第2条2項に規定する森林所有者（以下「森林所有者」という。）
- (2) 森林組合

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業主体又は事業主体に造林事業を委託したものは、事業完了後民有林造林事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市

長に提出しなければならない。

- (1) 施業図（別記様式第2号）
- (2) 施行地位置図（縮尺5万分の1の地形図で、施行地の位置を明示したものに限る。）
- (3) 事業主体から委任を受けて行う補助金の交付申請にあつては、委任状及び精算依頼書（別記様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 造林事業を自ら実施するもの及び事業主体に造林事業を委託したものは、補助金の交付申請及び受領に関する手続事務を森林組合長に委任することができる。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、実地検査を行ったうえ、必要な条件を付して、補助金の交付決定を行うものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたものは、補助金を請求しようとするときは、造林事業補助金請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第8条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱又は補助条件に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。

（会計検査）

第9条 市長は、この補助金の使途について、会計検査をすることがある。

（関係書類の保管）

第10条 補助事業者は、補助事業の収支を明らかにした書類を整備し、当該補助を受けた年度経過後5年間保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の玉川町民有造林事業助成金交付規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月24日今治市要綱）

この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

附 則（平成26年 3月28日今治市要綱）

この要綱は、平成26年 3月28日から施行し、同日以後の申請に係る事業について適用し、同日前の申請に係る事業については、なお、従前の例による。

附 則（平成30年 2月28日今治市要綱）

この要綱は、平成30年 2月28日から施行し、同日以後の申請に係るものについて適用する。

別表第1（第2条関係）

区 分		補 助 の 基 準		補助率
大区分	小区分	経費の内容	対象となる林分の年齢	
人工造林	国県補助のあるもの	単層林の地ごしらえ、苗木、仮植、苗木運搬、植付け、前生樹の伐倒木の除去に要する経費		知事が定めた造林事業標準単価表の単価（以下「標準単価」という。）の人工造林欄の10分の2以内
	国県補助のないもの	同上		標準単価の人工造林欄の単価の10分の4以内
樹下植栽	国県補助のあるもの	複層林の地ごしらえ、苗木、仮植、苗木運搬、植付け、不良木の淘汰、植栽または播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去に要する経費	Ⅲ年齢級以上	標準単価の樹下植栽等欄の単価の10分の2以内
	国県補助のないもの	同上		標準単価の樹下植栽等欄の単価の10分の4以内
下刈	国県補助のあるもの	雑草木の除去に要する経費	8年生以下	標準単価の下刈欄の10分の2以内
	国県補助のないもの	同上	同上	標準単価の下刈欄の単価の10分の4以内
除伐	国県補助のあるもの	不用木の除去及び集積に要する経費		標準単価の除伐欄の単価の10分の2以内
	国県補助のないもの	同上		標準単価の除伐欄の単価の10分の4以内
間伐	国県補助のあるもの	不良木の淘汰及び集積に要する経費		標準単価の間伐欄の単価の10分の2以内
	国県補助のないもの	同上		標準単価の間伐欄の単価の10分の4以内

別表第2（第2条関係）

事業区分	植栽樹種	植栽本数（1ヘクタール当たり）
人工造林	すぎ・ひのき	1,000本以上
	まつ類	1,000本以上
	くぬぎ・なら類	1,000本以上
	けやきなど	1,000本以上
樹下植栽等	すぎ・ひのき	600本以上
	まつ類	600本以上
	くぬぎ・なら類	600本以上
	けやきなど	600本以上

別記様式第1号（第5条関係）

民有林造林事業補助金交付申請書

（ 事業）

年 月 日

（宛先）今治市長


住所又は所在地（ ）

申請者 氏名又は名称

連絡先電話（ ） ー

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、補助金 円の交付
を申請いたします。

別記様式第2号（第5条関係）

施 業 図 (申請番号)	
1 事 業 主 体	
2 受託造林にあつては 委 託 者	
3 施 行 地	
4 面 積	
<p>N</p> 	

別記様式第3号（第5条関係）

委任状及び精算依頼書

私は、越智今治森林組合 代表理事組合長 _____ を代理人と定め、記載番号の造林に
対する _____ 年度造林事業補助金の交付手続及び受領に関することを委任します。なお、併せて、
補助金受領の際、次の代金を精算するよう依頼します。

- 1 造林補助金事務取扱手数料
- 2 申請に係る造林地に使用した苗木等の造林資材の立替代金又は売払代金
- 3 申請に係る造林地に対する森林保険料

越智今治森林組合
代表理事組合長

年 月 日

申請番号	住 所	氏 名

別記様式第4号（第7条関係）

民有林造林事業補助金請求書

（ 事業）

年 月 日

（宛先）今治市長

住所又は所在地（ ）

申請者 氏名又は名称

連絡先電話（ ） ー

次のとおり請求します。

一金

円也